

# 官報

昭和三十年  
十二月十四日

昭和二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可  
日刊(日曜休日休刊)

## 省 令

●農林省令第五十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十年十二月十四日

農林大臣 河野 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「東京、横浜」を「京浜」に、「下関、門司」を「関門」に、「福岡」を「博多」に改める。

第六条第二項本文中「第二号」を「第三号」に改め、「第一号に掲げる港」の下に「大豆(船積貨物に限る)」については第二号に掲げる港を加え、同項第一号中「塩釜」の上に「釧路、室蘭」を、「伏木」の下に「宇野」を加え、「伏木」を「伏木富山」に改め、「新居浜」の下に「今治、高知」を、「三池」の下に「三角」を加え、同項第二号中「伏木」を「伏木富山」に、「和歌山」を「和歌山下津」に、「尾道」を「尾道糸崎」に改め、「若松」を削り、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 新潟、宇野、坂出

附 則

この省令は、公布の日から施行する。